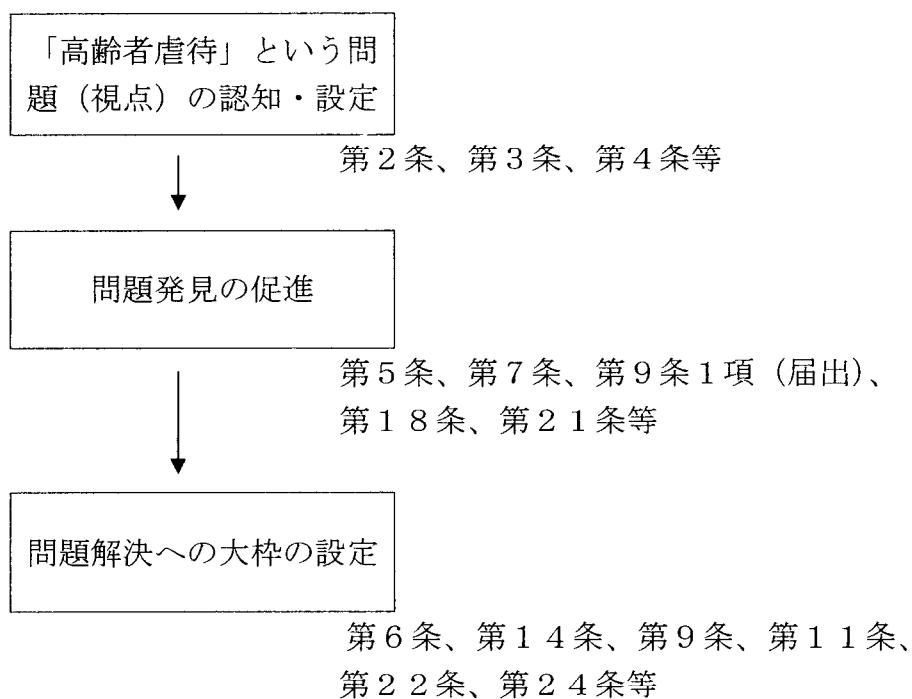


高齢者虐待をめぐる法律問題

弁護士 高村 浩

一 高齢者虐待防止法第1条の構文（別表1参照）

二 高齢者虐待防止法の基本的な構造



三 高齢者虐待防止法の特徴と解釈運用上の問題

1 児童虐待防止法との比較から見た特徴と問題

基本的に児童虐待防止法に倣っている。その上で、虐待の客体が高齢者であることから児童虐待防止法とは異なった規定を置いている（例えば、

別表 2 参照)。

高齢者と児童とでは、心身の状況等の事実状態も、行為能力の有無等の法的地位も異なるから、高齢者虐待防止法の運用、解釈上もこの点に留意する必要がある。具体的には、特に、

- ① ネグレクトの解釈
- ② 高齢者の意思、プライバシーと通報（DV法との比較）、立入調査、面会制限との関係

2 老人福祉法及び介護保険法との関係から見た特徴と問題

老人福祉法や介護保険法の既存の規定や解釈を確認している部分が少なくない（例えば、別表 3 参照）。このため、特に老人福祉法の解釈運用上の問題が今後も残る。具体的には、

- ① 認知症高齢者や措置を拒否している高齢者と措置の可否
- ② 後見開始の審判等の申立の運用

3 介護との関係から見た特徴と問題

虐待の客体である高齢者は要介護者に限られていないが、経済的虐待以外の虐待の主体が「養護者」に限られ、また施設及び事業の関係では虐待の主体が「養介護施設従事者等」に限定されるなど、いわば「介護虐待」防止法としての性格がある。

しかし、自立している高齢者でも虐待を受けることはあり、虐待の主体は養護者や養介護施設従事者等に限られない。このため、例えば、以下の問題がある。

- ① 「養護」、「養護者」の解釈
- ② 養介護施設従事者等以外の施設・事業の従事者による虐待への対応

4 「高齢者虐待の防止」全体との関係から見た特徴と問題

「高齢者虐待の防止」には、①虐待の予防（未然防止）⇒②発見⇒③虐待からの保護⇒④再発防止が含まれる。高齢者虐待防止法は、②と③の部分で、通報⇒調査確認⇒相談・指導・助言⇒老人福祉法上の措置や後見開始の審判等の申立という対応の一つの型を規定した。しかし、①と④の部分については、第 6 条（相談等）、第 14 条（相談等）、第 20 条（研修等）などの規定はあるが、具体的な施策はあまり規定されていない。

この意味で、高齢者虐待防止法は、高齢者虐待の定義を定めるなど高齢者虐待防止のいわば基本法的な内容を規定した部分（第2条、第3条、第4条等）のほかは、特に、高齢者虐待発生時の対応の仕組みを定めた部分（第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第21条、第22条、第24条等）が中心になっている。もともと高齢者虐待発生の要因は多様であるから、広い意味での虐待の防止は、一つの法律だけでよくするところではない。

従って、「高齢者虐待の防止」のためには、高齢者虐待防止法だけでなく、認知症の早期・正確な診断、診断後の高齢者・家族の支援、家族介護の負担軽減等の虐待発生の要因に応じた対策も不可欠である。また、高齢者虐待防止法の解釈運用にあたって留意する必要がある。具体的には、

- ① 発見努力義務（第5条）の位置付け
- ② 相談・指導・助言等（第6条、第14条）の位置付け

5 高齢者虐待への対応の仕組み上の特徴と問題

市町村及び市町村から委託を受けた地域包括支援センター等が対応の中核を担うことになっているが、同時に、関係機関等との連携協力が重視されている点が特徴となっている（第3条1項、第9条1項、第16条等）。実際上も、介護保険を利用している高齢者の場合、居宅介護支援事業者等の介護事業者、主治医等との連携が不可欠である。そして、連携が必要な分、個人情報の利用も不可避である。反面で、

- ① 個人情報保護法、個人情報保護条例に則った対応が必要
- ② 個人情報保護条例に基づく開示請求もありうる（東京高判平成14年9月26日判例時報1809号12頁参照。最高裁のHP判例情報コーナーにも掲載）。

【別表1】 第1条の構文

この法律は、	
事実認識	高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり
理 念	高齢者の尊厳の保持にとって
立法の必要性 の判断（動機）	高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要である こと等にかんがみ
本法が採用する 立法目的達成の 手段	高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、 高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、 養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護 者による高齢者虐待の防止に資する支援（養護者に対す る支援）のための措置等を定めることにより、
本法の直接的な 立法目的	高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を 促進し
本法の究極的 な立法目的	もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする

【別表 2】

	高齢者虐待防止法	児童虐待防止法
虐待の類型	養護者による高齢者虐待	保護者による児童虐待
	養介護施設従事者等による高齢者虐待	第 3 条
	養護者による高齢者虐待	保護者による児童虐待
虐待の主体	養護者	保護者
	経済的虐待では養護者又は高齢者の親族	
虐待の客体	高齢者	児童
虐待の種別	身体的虐待 ネグレクト 心理的虐待 性的虐待	身体的虐待 性的虐待 ネグレクト 心理的虐待
	経済的虐待	
国と地方公共団体の責務	第 3 条	第 4 条。「親子の再統合の促進への配慮」、「良好な家庭環境」（16 年改正）
通報又は通告義務が生じる場合	① 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、 ② 当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合	児童虐待を受けたと思われる児童者を発見した場合
通報努力義務が生じる場合	高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合	
立入調査を行う場合	養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるとき	児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき
面会の制限	第 13 条。養護老人ホームは除外。通信制限も不可	第 12 条、第 12 条の 2
養護者、保護者への対応	第 14 条	第 11 条

【別表 3】

	高齢者虐待防止法	老人福祉法	介護保険法
高齢者虐待	第 2 条	「高齢者虐待」という用語が存在しない。なお、「老人ホームの入所措置等の指針について」昭和 6 2 年社老 8 号)。	「被保険者に対する虐待」(115 条の 3 8 第 1 項 4 号)
高齢者	「高齢者」=65 歳以上の者	「老人」= (定義規定はない)。 「65 歳以上の者」=65 歳以上の者だけでなく、65 歳未満の者であって特に必要があると認められる者を含む (第 5 条の 4 第 1 項)。	
養護者	「養護者」=高齢者を現に養護する者	「養護者」=65 歳以上の者を現に養護する者 (第 5 条の 4 第 1 項)	
発見努力	第 5 条	市町村は、老人の福祉に関する実情把握、相談、調査、指導等の業務を行うものとされている (第 5 条の 4 第 2 項)。	居宅介護支援専門員による課題分析の標準項目 (平成 11 年老企 2 9)
相談、指導及び助言	第 6 条	第 5 条の 4 第 2 項 2 号	
通 報	第 7 条		指定基準に「連携」規定が存在
高齢者の安全確認及び通報事実の確認	第 8 条第 1 項	第 5 条の 4 第 2 項 2 号	
措置	第 8 条第 2 項	第 10 条の 4。第 11 条第 1 項。 昭和 6 2 年社老 8 号。	
後見開始の審判等の申立	第 8 条第 2 項	第 3 2 条	
立入調査	第 11 条、第 30 条、第 12 条		
施設・事業者に対する監督	第 24 条	第 18 条、第 18 条の 2 等	第 76 条の 6、7、第 77 条、第 78 条の 6 等